

「令和3年8月広島県大雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人 広島県共同募金会

令和3年8月11日からの大雨により、広島県内において、土砂災害や河川の氾濫等による人的被害や家屋の損壊等の被害が発生し、広島県内の3市1町（広島市、三次市、安芸高田市、北広島町）に災害救助法が適用されました。

広島県共同募金会（以下、本会という）では被災された方々を支援するため、次のとおり義援金の募集を行います。

1. 義援金名

令和3年8月広島県大雨災害義援金

2. 募集期間

令和3年8月26日（木）から 令和3年12月28日（火）まで

3. 受付方法

(1) 口座振込み

金 融 機 関	口 座 番 号	口 座 名 義
① 広島銀行 みかわちょう 三 川 町 支 店	普通 3 4 2 3 2 8 1	社会福祉法人 広島県共同募金会
② もみじ銀行 しょうわまち 昭 和 町 支 店	普通 3 0 4 0 0 2 9	社会福祉法人 広島県共同募金会
③ 広島県信用農業協同組合連合会 本所	普通 0 0 0 6 9 8 0	社会福祉法人 広島県共同募金会
④ ゆうちょ銀行	0 0 9 2 0 - 9 - 2 3 9 0 8 5	社会福祉法人 広島県共同募金会

※ ①の口座は、広島銀行の本店及び各支店からの振込手数料は無料となります。

※ ②の口座は、もみじ銀行の本店及び各支店からの振込手数料は無料となります。

※ ③の口座は、広島県信用農業協同組合連合会の本店及び各支店からの振込手数料は無料となります。

※ ④の口座は、ゆうちょ銀行の窓口での振替手数料は無料となります。

※ 上記4行へのATM及びインターネットバンキングを利用した振込手数料は有料となります。

(2) 現金書留による義援金の送金

※ 現在、取り扱いを申請中です。

(3) 義援金の持参

広島県共同募金会及び県内各市町共同募金委員会で受け付けます。

4. 義援金の配分

広島県、広島県共同募金会、日本赤十字社広島県支部、NHK広島放送局等による義援金配分委員会を通じて、被災者へ配分されます。

5. 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。確定申告に際しては、金融機関から受け取る振込金受領書等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項をご記入のうえ、本会までご送付ください。後日、領収書を発行いたします。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

6. その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資の取り扱いはいたしておりません。

7. 問合せ先

社会福祉法人 広島県共同募金会

〒732-0816 広島市南区比治山本町1-2-2

TEL 082-254-3282 FAX 082-254-1975

E-Mail kyobo.34@vega.ocn.ne.jp

■ 本要綱は、令和3年8月26日から施行